



経理の窓 1月号

平成27年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務

法人、個人に共通して

1月20日 : H26年7月～12月までの源泉所得税の納付期限
(納期限の特例の届出者の場合)

2月2日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村)
償却資産の申告期限(市町村)

法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

社会保障・税番号制度(マイナンバー)がはじまります。

平成25年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が公布され、社会保障・税番号制度が導入されます。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現を目的としています。

平成27年10月から個人番号・法人番号の通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障・税・災害対策分野で利用されることが予定されています。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも付番・通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号は、13桁の番号で設立法人登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は、インターネットを通じて公表され、誰でも自由に利用することができます。

■事業者の行う事務について

- ・個人番号の提供を受ける場合は、本人確認を行うことが必要になります。

《税分野での事務》

- ・平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける者と支払者等の個人番号又は、法人番号を記載します。

法定調書：給与所得の源泉徴収票／退職所得の源泉徴収票／報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・配当／剰余金の分配及び基金利息の支払調書／不動産の使用料等の支払調書／不動産等の譲受けの対価の支払調書ほか

- ・平成28年1月1日以降に申請書、届出書を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載します。

- ・申請書、届出書等提出時の本人確認(源泉徴収義務者が個人事業主の場合)

税務署に提出する際に、個人番号カード等を提示します。(郵送提出の場合は、個人番号カード等の写しを添付します。)

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へ個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

（給与所得者の控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行います。）

《社会保障分野での事務》

健康保険、雇用保険、年金などの提出が必要な書類に、従業員等の個人番号を記載します。

社会保障・税番号制度の最新情報は、内閣官房や国税庁のホームページに掲載されています。

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。家事消費についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。



有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>